

平成 29 年 6 月 22 日

鹿 児 島 県 旅 客 船 協 会
鹿 児 島 県
東京海上日動火災保険株式会社

船舶欠航補償制度の創設 ～奄美群島における社会実験～

鹿児島県旅客船協会は、鹿児島県の奄美群島交流需要喚起対策特別事業を活用した社会実験の一環として、奄美群島の船舶便が欠航・抜港【※】した場合に、旅行者に発生する延泊費用を補償する「船舶欠航補償制度」を創設することといたしました。船舶便を対象とした欠航補償制度は国内初となります。

記

1. 背景

離島の船舶便では、台風等による荒天時には安全を期するために欠航・抜港が一定数発生しており、旅行者は予定外の滞在による宿泊費や食費等の出費を余儀なくされることがあります。これらの延泊費用を心配せずに、奄美群島へお越しいただく旅行者の皆様に、「安心」して船旅を楽しんでいただくことを目的に、本制度を創設いたしました。

なお本制度は、本年3月28日に鹿児島県と東京海上日動火災保険株式会社との間で締結した「地方創生に関する包括連携協定」の目的に掲げる「鹿児島県の特性を十分に生かした地方創生の実現」に向けて、2018年度の世界自然遺産登録を目指す奄美大島・徳之島を含めた奄美群島の交流人口拡大および旅行者の増加に寄与する取組として実施するものです。

2. 制度概要

(1) 対象

提携旅行代理店（23社）が主催する、以下①～⑥の航路を利用した募集型企画旅行で、下記期間に出発する方が自動的に対象となります。旅行者による申し込み等の手続きは不要です。

対象航路（6航路）	運航事業者（4事業者）
① 鹿児島～沖縄航路	マルエーフェリー(株)
② 鹿児島～沖縄航路	マリックスライン(株)
③ 鹿児島～喜界～知名航路	奄美海運(株)
④ 阪神～沖縄航路	マルエーフェリー(株)
⑤ 瀬相～古仁屋～生間航路	瀬戸内町
⑥ 与路～古仁屋航路	瀬戸内町

(2) 期間

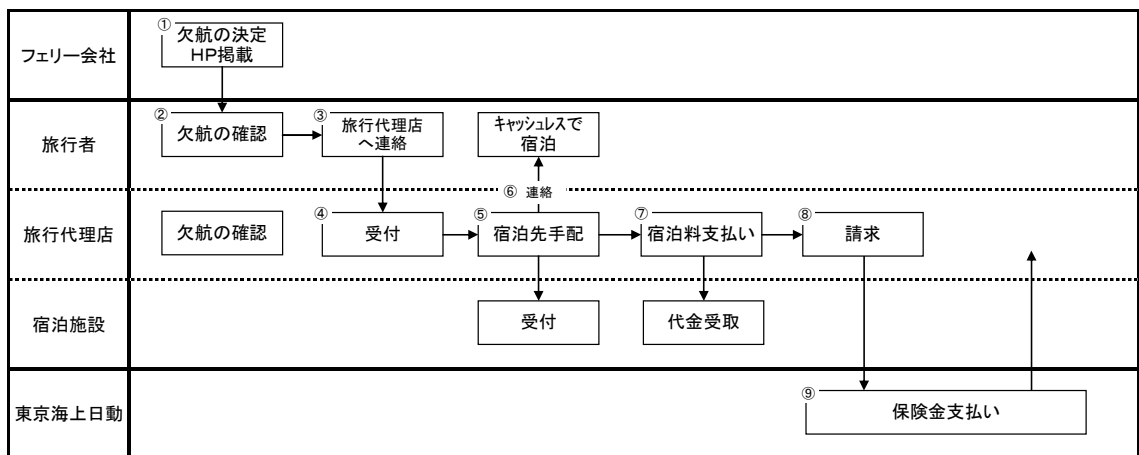
2017年7月1日～2018年2月28日（社会実験として実施）

(3) 補償内容

奄美群島を発着・経由する船舶便の欠航・抜港によって発生した延泊費用（朝・夕食代含）を、15,000円/1泊 上限で、2泊分まで実費で補償します。

(4) 支払方法

欠航・抜港による延泊が発生した際に、旅行者より旅行代理店に連絡を頂き、旅行代理店が延泊の手配および費用の支払いを行います。



【※】抜港・・・強風等で接岸出来ず、予定していた港へ寄るのを取りやめること。

以上